

2023 年度教育実習における本学の対応について

2023 年度に教育実習を履修される方は以下ご確認ください。

■ (共通案内) 教育実習特例の適用に備えた 2023 年度の科目登録について

文部科学省より令和 5 年 2 月 28 日付で「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行」について通知が出されました。これは、大学に在学する学生または科目等履修生が、新型コロナウイルス感染症の影響による教育実習の受入不可等の理由により教育実習の科目（「教育実習 A/B/C」）の単位を修得できないとき、課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位をもってあてる措置「教育実習特例※1」を、2023（令和 5）年度にも継続するというものです。

ついては、2023 年度に教育実習を予定される皆さんは、今後、実習先より受入不可の判断がなされ、且つ教育実習代替措置（学校ボランティア）の実施も困難となり、教育実習の科目の単位が修得できない事態等、やむをえず教育実習特例を適用せざるを得なくなった事態に備えて、以下の内容に沿って科目登録を行ってください。

なお、教育実習代替措置（学校ボランティア）については、後日、ご案内します。

・教育実習 A/B 登録者：

B・C・E・F 欄（旧法適用者※2 は 第②～⑤欄）の科目を、取得予定教科の合計単位数より「2 単位」以上余分に登録する。

・教育実習 C 登録者：

B・C・E・F 欄（旧法適用者※2 は 第②～⑤欄）の科目を、取得予定教科の合計単位数より「4 単位」以上余分に登録する。

※1 特例により教育実習の科目の代替として充当した科目の単位は、免許状の授与に必要な B・C・E・F 欄（旧法適用者※2 は 第②～⑤欄）の最低修得（必要）単位数には算入できなくなります（合計単位数には算入されます）。

※2 旧法適用者とは、基本的には 2018 年度以前の『免許・資格関係履修要項』で教職課程を履修されている方を指しています。

※3 不明な点等がある場合は、主たる校地の免許資格課程センター事務室へ連絡してください。なお、今後、新たな情報があれば DUET メッセージを利用し連絡を行う予定ですので、DUET メッセージはこまめに確認するようにしてください。

■ (パターン別案内) 2023 年度の教育実習における本学の対応について

※通知「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行」(令和 5 年 2 月 28 日)に基づいた対応をする方向です。

◆ 予定通り教育実習(実習期間の短縮・中止なし)が実施される場合

→実習先の指示に従い、教育実習に参加してください。

◆ 教育実習期間が一部短縮、あるいは受け入れ中止になる場合

→同志社大学としては、教育実習を学外で実習を行うことにより、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できる重要な機会であると捉えています。代替措置として「学校ボランティア」を実施することで、不足時間数を満たすことになります。

※教育実習代替措置としての「学校ボランティア」の詳細については後日、ご案内します。

〈参考〉2022 年度に実施していた以下の 3 つを理由とした受講・受験機会確保のための配慮は、2023 年度は実施しません。修学上の合理的配慮を必要とする学生は、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室に相談をしてください。

- ・基礎疾患や持病がある等、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い学生
- ・基礎疾患や持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い同居家族等がいる学生
- ・入国制限措置によって日本に入国できない学生

不明な点等がある場合は主たる校地の免許資格課程センター事務室へ連絡してください。

以 上

2023 年 3 月 29 日
免許資格課程センター事務室